## 【重要】 電気通信事業法に基づく行政手続について(国内法人等)

今後、<u>電気通信事業法に基づく変更、廃止及び休止等に当たって必要となる主な手続</u>は以下のとおりです。下記 HP から最新の様式をダウンロードして、使用してください。<u>届出・報告を怠った場合は、届出義務違反の罰則が適用される場合がありますので、適正に対</u>応してください。同封した通知書は再発行することができませんので、適切に保管してください。

変更内容	提出時期	提出書類	
氏名(商号・個人の氏名) 住所(本店所在地) 代表者氏名(法人のみ) 電話番号、電子メールアドレス	変更後	1 電気通信事業氏名等変更届出書(様式第6) ※電話番号、電子メールアドレスの変更のみの場合は、以下の書類は提出不要 2 変更が行われたことを証する書類(コピー不可) 法人であれば登記事項証明書(ただし、法務省に登記済の場合は、省略可)個人であれば住民票の写し(変更前後の情報が記載されたもの)	
提供する電気通信役務	変更後	1 電気通信役務の変更報告書(様式第10) 2 提供する電気通信役務の表(様式第4) 3 ネットワーク構成図(様式第3) ※記載事項に変更がある場合のみ	
事業の承継(※1) (譲渡・譲受・合併・分割・相続)	事業の 承継後	1 電気通信事業承継届出書(様式第11) 2 事業の譲渡、譲受又は合併、分割若しくは相続があったこと証する書類 (合併契約書、譲渡契約書などの写し等) 3 ネットワーク構成図(様式第3) 4 法人であれば登記事項証明書 (ただし、法務省に登記済の場合は省略可) 個人であれば住民票の写し(コピー不可) 5 法人であれば定款の写し	
事業の全部休止又は全部廃止	休止後 廃止後	1 電気通信事業全部休止(廃止)届出書(様式第12)	
事業の一部休止又は一部廃止		1 電気通信事業一部休止(廃止)届出書(様式第12の3) 2 ネットワーク構成図(様式第3) ※役務の変更があった場合には電気通信役務の変更報告書(様式第10)の提出も必要	
※上記の事業の休止又は廃止前に、利用者には相当な期間をおいての事前周知が必要です。「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガ			
イドライン」の『業務の休廃止に係 法人の解散(※2)	る周知等(法質 解散後	<ul><li>第 26 条の 4、第 26 条の 5) 関係』を参考にしてください。</li><li>1 解散届出書(様式第12の5)</li><li>2 清算人もしくは破産管財人の地位を確認できる書面(コピー可)</li></ul>	

(※1)事業を承継した者からの届出となります。 (※2)清算人もしくは破産管財人からの届出となります。

### 【上記の各種手続の問い合わせ先】

関東総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 第二事業担当

電話: 03-6238-1675 E-mail: kanto-todokede@soumu.go.jp

【様式のダウンロード(総務省のHP)】 右記のQRコードからもご利用ください。

https://www.soumu.go.jp/menu\_seisaku/ictseisaku/denkitsushin\_suishin/tetsuzuki/

#### 【電気通信事業者の公表について】

総務省HPにて、電気通信事業者の情報を公表しております。<a href="https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/field/tsuushin04.html">https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/field/tsuushin04.html</a> ユーザー等からの提供サービスへの問い合わせに対し適切な案内となるよう、社内全体で情報共有を図ってください。

#### 【外為法に基づく事前届出について】

外国投資家が、届出電気通信事業者の日本の企業に対して、一定の投資(株式取得や外国法人の関係者の役員就任等)を行う場合は、当該投資について事前届出を提出する必要があります。外国投資家から出資を受ける場合は、外国投資家にその旨をお伝えください。ご不明な点がございましたら、財務省国際局調査課投資企画審査室(03-3581-4111(内線 2887)、monitoringfipro@mof.go.jp)、又は日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ(03-3277-2107)にお問い合わせください。

# 【重要】電気通信事業者の遵守事項

電気通信事業者が守らなければならない主な事項は以下のとおりです。

事項	内容
①通信の秘密 (電気通信事業法第4条)	電気通信業務に関し、通信の秘密を侵してはなりません。また、通信の秘密の漏えいがあった場合は、当
	該漏えいを知った日から30日以内に報告書の提出が義務付けられています。
	「通信の秘密の確保に支障があるときの業務の改善命令の発動に係る指針」及び「同意取得の在り方に関
	する参照文書」を参照。 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/privacy.html
	問い合わせ先 関東総合通信局 電話:03-6238-1672 FAX:03-6238-1698
②消費者保護(電気通信事業法第26条他)	契約前の提供条件説明、業務の休廃止に係る周知等を義務付けており、消費者が安心して電気通信サー
	ビスを利用できるようにする必要があります。令和4年7月1日から新しい消費者保護ルールが適用されま
	す。
	「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」を参照。
	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/shohi.htm
	問い合わせ先 関東総合通信局 電話:03-6238-1675 FAX:03-6238-1698
③電気通信役務の提供を停止又は 品質を低下させた事故の報告 (電気通信事業法第28条)	一定の規模以上の事故等は報告対象となります。
	「電気通信事故に係る電気通信事業法関連法令の適用に関するガイドライン」を参照。
	https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/jiko/handan.html
	問い合わせ先 関東総合通信局 電話:03-6238-1673 FAX:03-6238-1698
	電気通信番号(いわゆる電話番号)を使用する全ての電気通信事業者は手続が必要です。
④電気通信番号使用計画の作成	「電気通信番号を使用するための手続」を参照。
及び使用状況報告	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tel_number/new_framework.html
(電気通信事業法第50条他)	問い合わせ先 総務省 番号企画室
	電話: 03-5253-5111 (内線5859) E-mail: bango@soumu.go.jp
	利用目的を明示し、知り得た個人情報を厳格に管理し、漏えい等を防ぐ必要があります。また、個人データ
⑤個人情報保護 (個人情報保護法)	の漏えい等その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大
	きいものがあった場合は、当該事態を知った日から30日以内(一部の場合は60日以内)に報告書の提出
	が義務付けられています。
	「電気通信事業における個人情報に関するガイドライン」及びその解説を参照。
	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/telecom_perinfo_guideline_intro.html
	問い合わせ先 関東総合通信局 電話:03-6238-1672 FAX:03-6238-1698
	携帯電話等の契約締結時・譲渡時・貸与時や犯罪収益移転防止法上の電話受付代行業・電話転送サービ
	スの取引時は、本人確認等が義務づけられています。事業者毎に以下の総務省 HP を参照。
⑥本人確認義務	携帯音声通信事業者(MVNO を含む)・契約代理業者・レンタル携帯事業者:
(携帯電話不正利用防止法及び犯	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/050526_1.html
罪収益移転防止法))	犯罪収益移転防止法上の電話受付代行業・電話転送サービス事業者:
	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/money/top.html
	問い合わせ先 総務省 利用環境課 電話:03-5253-5847

# 【電気通信事業者間等の問題解決について】

電気通信事業者間での電気通信設備の接続協定・卸電気通信役務の提供契約等に関する協議が難航した場合には、電気通信紛争処理委員会にご相談ください。 https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/hunso/guidance/consultation1.html

総務省 電気通信紛争処理委員会事務局 電話:03-5253-5500 E-mail:soudan@ml.soumu.go.jp